

議案第 1 1 2 号

神奈川県道高速横浜羽田空港線等に関する事業の変更の同意について

首都高速道路株式会社が、道路整備特別措置法第 3 条第 6 項の規定に基づき、神奈川県道高速横浜羽田空港線等に関する事業の変更について国土交通大臣の許可を受けるべく、同条第 7 項の規定において準用する同条第 3 項の規定に基づき同意を求められたため、同条第 4 項の規定により議会の議決を求める。

平成 2 6 年 9 月 1 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

1 別紙 3 を次のように改める。

(4) 料金の徴収期間

平成 6 2 年を平成 7 7 年に改める。

2 別紙— 3 を別紙— 4 とし、別紙— 2 の次に次のように加える。

(別紙— 3)

都道高速横浜羽田空港線及び神奈川県道高速横浜羽田空港線（高速大師橋）
に関する特定更新等工事（改築）の内容

(1) 路線名

都道高速横浜羽田空港線及び神奈川県道高速横浜羽田空港線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 東京都大田区羽田三丁目から神奈川県川崎市川崎区殿
町一丁目まで

(ロ) 延長 0. 3 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 工事の概要 橋の架け替えを行い、構造全体を再整備する。

(ロ) 道路の区分 第 2 種第 2 級（道路構造令）

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
東京都大田区羽田三丁目から 神奈川県川崎市川崎区殿町一 丁目まで	6 0	0. 3	

(ニ) 設計自動車荷重 2 4 5 k N（B 活荷重）

(ホ) 車線の幅員 3. 2 5 メートル

(ハ) 車線の数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
東京都大田区羽田三丁目から 神奈川県川崎市川崎区殿町一 丁目まで	4車線	—	

(ト) 路肩の標準幅員

構造による区分	往復分離 しない区間 (メートル)		往復分離 する区間 (メートル)			摘 要
	左側	計	左側	右側	計	
橋梁高架部分	1.25	1.25	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
土工（掘割）部分	—	—	—	—	—	

(チ) 付加車線の幅員 —

(リ) 中央帯の標準幅員 2.00メートル

(ヌ) 他の道路との接続の位置及び接続の方法 —

(4) 工事予算

24,437百万円（消費税込み）

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

(イ) 工事の着手（予定）年月日 平成27年4月1日

(ロ) 工事の完成予定年月日 平成36年3月31日